

主 文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 事案の概要

本件は、再審査請求人（以下「請求人」という。）が労働者災害補償保険法による休業給付の請求をしたところ、労働基準監督署長が令和元年6月14日付けでこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が令和2年1月29日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、この決定を不服として本件再審査請求をした。

第2 請求人の主張の要旨

「頰性神経筋症候群」の発病は、平成28年10月20日の通勤に起因した発病とは認められないとした本件処分は誤りである。

第3 理 由

1 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（以下「労審法」という。）

第38条第1項の規定により、請求人に労働者災害補償保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

本件についてこれをみると、郵便物等配達証明書によれば、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は、令和2年2月8日であるから、本件再審査請求の請求期間は、その翌日から起算して2か月目に当たる日である令和2年4月8日までとなる。

しかるに、請求人が労働保険再審査請求書を当審査会に宛てて郵便により発信したのは、令和2年4月13日であり、本件再審査請求は、法定の請求期間を経過した後にはされたものと認められる。

2 ところで、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書では、再審査請求が請求期間を経過した後にはされた場合においても、請求人が正

当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、同項ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならないものと解するのが相当である。

- 3 そこで、本件についてこれをみるに、請求人は、請求期間を経過した理由について、令和2年4月14日当審査会受付の再審査請求書において、要旨、「左足の痛み、腰の痺れ、頭痛等の体調不良により、仕事以外は寝ていることが多く、他のことに手が付けられなかつた。足の痛みで外出が思うように出来なかつた。」と述べている。

しかしながら、請求人が主張する上記理由は、個人的な事情を述べているにすぎず、誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りる事情であるとはいい難く、上記の「正当な理由」について疎明したものとは認められない。

- 4 よって、本件再審査請求は不適法なものであつてその欠陥が補正することができないものであるから、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年7月17日